



海軍之が擔任ノ趣旨ヲ以テ協定ヲセリ  
 然ルニ五月島ニ関シテ海軍ハ參電第八四號  
 ニアル如ク當軍主張ト大イニ懸隔アリ既ニ數次  
 ノ協議ヲ行ヒシモ解決ニ至ラスシテ今日ニ及ビ  
 シガ最近軍ハ重ネテ陸上ハ陸軍海上ハ海  
 軍之ヲ擔任シ陸上ニ於ケル海軍ノ施設並  
 ニ港灣ニ於ケル陸軍施設ノ直接警備  
 ハ夫々陸海軍自ラ之ヲ行フノ趣旨ニ依リ協

定案ヲ提議シ置キタルモ未ダ回答ニ接セス  
 二、將來芝罘威海衛其ノ他ノ沿岸各所ニ於  
 ケル軍ノ治安權<sup>?</sup>ノ擴大ニ伴ヒ海軍側トハ  
 連雲港及龍口ニ於ケルト同一ナル狀況ヲ生  
 ズベキヲ豫想スルモ軍ハ一貫シテ陸上ハ  
 陸軍海上ハ海軍ノ趣旨ヲ堅持シテ協定  
 ヲ期セントスル期ニアリ  
 三、青島ニ関シテハ前記ノ如ク目下現地ノ狀況

ニ於テハ海軍側ノ翻意ハ至難ト觀ラルルヲ  
 以テ中央ニ於テ協定セラルルヲ得ハ幸甚ト  
 スル所ナルモ此ノ際ハ參電第ハ四號第二項  
 以テノ如ク嚴ニ陸上ハ陸軍海上ハ海軍側ヲ擔  
 任ノ趣旨ヲ貫徹セラシ度希望ニシテ本原則  
 ニ悖ル事アラバ永ク禍根ヲ將來ニ貽スベク其  
 影響音スル所極メテ大ナルモノアリト信ス  
 軍ニ於テモ依然前述ノ趣旨ニ基キ更ニ中央

及上司ノ御援助ヲ得テ協議ヲ進捗セシムト  
ヲ期ス

四、青島ニ於ケル現状ハ軍ハ獨自ノ見解ニ依リ  
部署シ警備ヲ實行シツツアリ

海軍側モ亦同様ナルモ個々ノ事柄ニ就テハ  
適宜協議シ外見上陸海軍両歩哨同一  
個所ニ立哨スルガ如キ狀況ハ呈シアラザルモ  
地域的ニ所者其ノ擔任ヲ区分シアルニアラス

陸海軍ハ其ノ任務ニ從ヒ敬言備ニ就キツツ  
アルノ狀況ナリ

五、陸海軍間ノ摩擦ヲ其除スル為青島ニ於ケル

當軍敬言備擔任ニ関シ中央部ニ於テ協定セ

ラルルハ軍トシテハ固ヨリ希望スル所ナルモ目下

ノ狀況ニ於テ前記ノ原則ニ反シ協定ノ成立ヲ急

グハ陸軍トシテ、却ツテ禍根ヲ將來ニ貽スモノ

ト思考ス

(致)

通電先、外謀本部、陸軍省、總軍、甲分區

外  
子  
也